

生活再建や住宅再建のためにどんな支援があるの？

お金に関する支援・制度



火災保険の保険金



義援金
(災害により金額変化)



被災者生活再建支援金
(被災者生活再建支援法)



自治体独自の支援金



災害弔慰金
(災害関連死も対象)

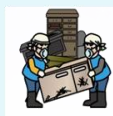


雑損控除
災害減免法

住まいに関する支援・制度



避難所 (無料)
(災害救助法)



ボランティアによる
復旧作業



仮設住宅 (無料)
(災害救助法)



公費で解体
(災害廃棄物処理特例)



災害公営住宅

借入に関する支援・制度



生活福祉資金貸付制度
(社協が窓口)



災害援護資金貸付
(自治体が窓口)



災害復興住宅融資
(住宅金融支援機構)



リバースモーゲージ
融資の災害時特例
(住宅金融支援機構)



被災ローン減免制度
(ガイドライン)

出典「災害時の被災者支援制度と罹災証明の認定等について」

はじめに

住宅の再建にはある程度お金がかかります。引越し費用や家具家電をそろえる費用、賃貸暮らしなら敷金礼金、家を買ったり建てたりするなら購入資金や建築資金。こうしたお金をどのように工面すればいいのでしょうか。日本には、あまり知られていない制度も含めて、上の図のようにたくさんの支援制度があります。支援制度には、利用する上での条件などがある場合もありますが、まずは手元にある現金や預金に加えて、今後もらえる可能性のある支援のお金をみていきましょう。

義援金のこと

全国から集まった**義援金**は、義援金配分委員会という自治体に関わる組織で配分方法が決められます。死亡、行方不明、怪我などの人的被害の有無や程度、罹災証明書の判定に代表されるような住宅の被害の有無や程度などに応じて配分されることが一般的です。住宅被害では、被害の程度が大きい人ほど多くの金額が配分される傾向があります。

なお、住宅自体の被害がなくても、警戒区域の設定によって立入が禁止される被害を受けた方や、今後、被災者生活再建支援法の長期避難世帯（後で説明します）の認定を受けた方などにも配分される可能性があります。最終的には、自治体の発表を待つことになります。

配分される金額も、義援金配分委員会で決定されますが、全国から集まったお金の総額と、配分対象の人の数によって配分金額は変わります。過去の災害でも、同じ全壊世帯に対する配分でも、数倍から、場合によっては10倍以上の金額の差がでることもあるので、事前に金額を予想することはとても難しいのです。こちら自治体などからの発表を待ってください。

義援金の配分は、1度だけでなく、複数回にわたって行われることが一般です。最初にもらったお金以外にも今後追加でもらえる可能性があることは覚えておいてください。

被災者生活再建支援金のこと

国からの支援金である**被災者生活再建支援金**（以下、「支援金」と呼びます。）については、以下の表をご覧ください。支援金には、最初にもらえる**基礎支援金**とあとからもらえる可能性のある**加算支援金**の2つの種類があります。

被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法が適用された場合）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体*		補修	100万円	200万円
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、居住できない状態が長期間継続している世帯

出典「水害にあったときに」震災がつなぐ全国ネットワーク・編／

Web公開版（2021年7月）11頁

・基礎支援金って何？

基礎支援金は、罹災証明書の判定や長期避難世帯の認定などに応じてもらえます。もらった**お金の使い道に限定はありません**。生活費に使っても大丈夫です。

・加算支援金って何？

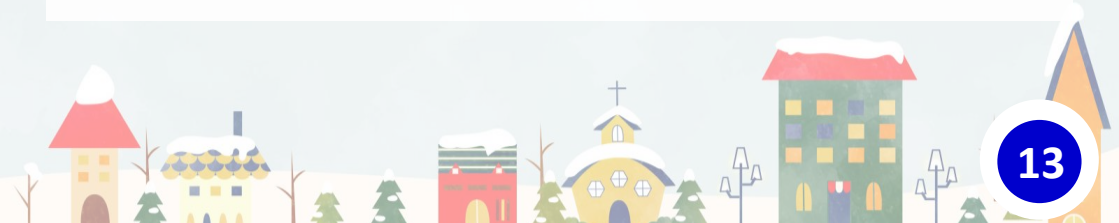
加算支援金は、住宅再建の際に、その再建方法に応じて追加してもらえるお金です。こちらのお金をもらうには、**基礎支援金とは異なり、住宅再建をすることの証明となる資料が必要**になります。詳しくは自治体に確認しましょう。

注意したいのは、たとえば最初に民間アパートに引越した人が、その後住宅を購入した場合には、最初に50万円（単身世帯は4分の3）をもらい、その後150万円（単身世帯は4分の3）をもらうことになります。つまり、最終的に家を買ったり、建てたりした人は、最初に民間アパートに引っ越したときに50万円をもらっていたとしても、合計して200万円になるまでのお金はきちんともらえますので安心してください。

最近新たに罹災証明書が「**中規模半壊**」である人にも、加算支援金の一部がもらえるようになったことにも注意が必要です。

12ページの「[震災がつなぐ全国ネットワーク](#)」さんが作成しているわかりやすい表でぜひ確認して下さい。

このように、たとえば最終的に住宅を建てたり、購入したりする場合には、**最大で300万円（単身世帯は4分の3）**の支援が受けられますので、住宅再建の上で大きな支えになります。



・長期避難世帯って何？

被災者生活再建支援法は、基本的に、全壊、半壊など住宅の被害に応じて支援金の有無や金額を定めていますが、例外として、長期避難世帯というもう1つの支援の枠組みも設けています。長期避難世帯とは一体何でしょうか。

長期避難世帯とは、自然災害の影響で危険な状況が継続しているなどの理由で、長期にわたって住宅が住めない状態にある世帯に対して、**都道府県が認定**するものです。この長期避難世帯に認定されると、住宅に被害を受けた世帯はもちろんのこと、たとえ住宅自体に全く被害がない場合でも、支援法においては「**全壊世帯と同一の支援**」が受けられます。

法律の根拠としては、**被災者生活再建支援法第2条第2号ハ**にその記載がありますが、この長期避難世帯の認定により、特に、住宅自体には被害がないものの、二次災害の危険などによって長期間自宅に戻ることができず、現地での生活再建が難しくなっている被災者にも支援金が届くことになります。

現在の熱海市伊豆山地区でも、土石流が発生した箇所については、今後も再度の土石流発生など二次災害の危険が残るため、現在、静岡県は、熱海市や国との長期避難世帯認定のための調整を行っています。

・長期避難世帯はどの家が認定されるの？

現在は、長期避難世帯の認定のための協議中ですので、必ず認定がされると断言まではできませんし、具体的にどの住宅が対象になるかもわかりません。ただし、長期避難世帯とは、先ほどご説明したとおり、二次災害などの危険な状態が継続する住宅に対して認定されるものですので、現在、二次災害の危険があると判断されている災害対策基本法上の警戒区域内にある住宅については、少なくとも認定対象として検討されるのが自然だと考えられます。

・長期避難世帯に認定されるとどうなるの？

長期避難世帯の認定を受けると、14ページのとおり、支援法においては「全壊」と同一の支援を受けられます。そのため、土石流の発生場所から少しずれていたなどして、住宅に全く被害がない場合でも、長期避難世帯の認定を受けられれば、支援法に基づく国からの被災者生活再建支援金がもらえることになります。全壊の場合と同じ支援金なので、基礎支援金として100万円（単身世帯は4分の3）、そのあと住宅の再建方法に応じて加算支援金として50万円～200万円（単身世帯は4分の3）がもらえることになります。



・長期避難世帯はいつ認定されるの？いつ解除されるの？

長期避難世帯の認定は、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨などこれまでの災害でもなされてきましたが、いずれも認定までに長い時間がかかっています。3か月、半年という期間がかかるのは一般的といえますが、今回、静岡県や熱海市はその中でも迅速に検討してくれていると評価もできます。また、**解除時期は、危険な状態が解消されたとき**となりますので、今後の伊豆山地区の土砂災害防止のための砂防工事の進展状況と関係してくると思われます。

長期避難世帯の認定が解除されると、支援金の申請はできなくなります。



・半壊の判定をもらった人に大切な情報

半壊の罹災証明をもらった人は、全壊や大規模半壊、中規模半壊の判定をもらった人とは異なり、**そのままでは支援法に基づく国の支援金がもらえません**。ただ、**例外的**に支援金がもらえる場合が少なくとも**3つ**ありますので覚えておいて下さい。

1つめは、14ページ以下で説明したように、今後、長期避難世帯に認定された場合。

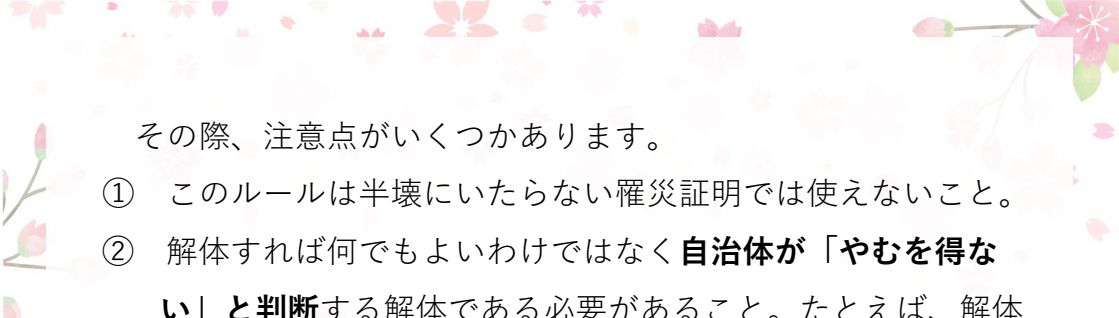
2つめは、自治体による住家被害認定調査の再調査を申請し、これによって大規模半壊など、罹災証明の認定が変更になった場合。この点は、27ページ以下で説明します。

そして、**3つめ**が、**半壊住宅をやむを得ず解体した場合**、です。

あまり報道されませんが、半壊の住宅をやむを得ず解体した場合には、「解体」世帯として全壊世帯と同一の支援金がもらえます。

半壊 + やむを得ず解体 = 全壊

このルールをぜひ覚えておいて下さい。



その際、注意点がいくつかあります。

- ① このルールは半壊にいたらない罹災証明では使えないこと。
- ② 解体すれば何でもよいわけではなく **自治体が「やむを得ない」と判断**する解体である必要があること。たとえば、解体しなければ危険だとか、修理する場合の費用がかなり高額になるだとか、においなどがとれず修理して住むのが困難などの場合が典型例です。そのため、**解体前に必ず自治体に相談**をしてください。
- ③ その災害に国（環境省）の**公費解体制度**が適用されていれば（熱海市の今回の災害には適用されています）、解体自体は無償でやってもらえる可能性があること。
- ④ 公費解体が適用されていると、半壊住宅を無償で解体してもらうことで「全壊」として支援金がもらえることから、どの被災地でも解体を選択する人が多くなりますが、修理して住める家の場合には、修理か解体かはくれぐれも慎重にご検討してほしいこと。

これらが注意点の一例です。それでも、半壊のままでは支援法に基づく支援金はありませんので、解体により全壊と同じ最大300万円の支援金がもらえる可能性があることはとても大切な情報です。

公費（無償）解体のこと

公費解体制度は、国（環境省）の廃棄物処理事業の1つで、自然災害で損壊した建物を公費（無償）で解体してもらえる制度です。大規模な災害では、半壊以上の住宅や一定の条件をみたす事業用建物に公費解体が適用されることが多いです。

一般的な一軒家の住宅でも解体すると100万円～200万円程度の解体費用がかかることが通常なので、公費解体制度は、結果的に、被災者の生活再建の後押しにつながります。

この点、建物を無償で解体してもらえることや、半壊住宅をやむを得ず解体した場合には、17ページ以下のように、全壊と同一の支援金がもらえることなどから、被災地では、公費解体を選択する人が多くなります。しかし、特に住宅などは家族や人生の思い出もつまったもの。公費解体制度の申請期限に迫われて、本来修理して住める建物を解体してしまって、あとから後悔しないよう**ぜひ慎重に検討してください**。

災害時の特別な借入制度のこと

災害時には、**災害時特有の借入制度**があります。普段から使える借入制度とうまく組み合わせて、特に大きな金額がかかる住まいの再建、確保に対応することが大切です。以下の**被災者支援カード**でも複数の融資制度が紹介されています。詳しい説明ページへのQRコードもカードについていますのでぜひご覧ください。



被災された皆様へ

被災者支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

令和3年4月13日版



*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。 被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海 被災者のカードのダウンロード

災害直後 (保険の確認・社協の貸付も)	応急修理制度 (災害救助法)  大規模半壊・半壊の世帯 59.5万円 (2020) 準半壊の世帯 30万円	窓口 自治体 誰に 使うと原則仮設住宅に入れなくなるので、修理した自宅などでなんとか生活できる世帯 業者に修理を頼む前に自治体に相談	基礎支援金 (被災者生活再建支援法)  ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯(貸借人も)。特に②③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)  借入最大350万円 (全壊250万円/半壊170万円/家財3分の1損害150万円など)	窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子
数か月後 (義援金・災害弔慰金も)	仮設住宅 (災害救助法)  原則2年間 (特定非常災害適用なら延長可能) 家賃無料 (光熱費は負担必要)	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく自分の資金では住宅を確保できない人 (半壊でも入居可能性) 入居に所得条件もあるも運用は自治体で様々	公費解体 (環境省の制度)  建物を無償で解体 (家屋と一体の浄化槽は対象可能も。建物は地面の上のみ解体)	窓口 自治体 誰に 特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者 (2階建かつ10m以下で一定の事業所も対象) 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	雑損控除 (災害減免法も)  その年の所得の10%を超える部分の損害額が所得控除される等	窓口 誰に 税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも推定規定あり
その他の後 (その他の制度↓)	加算支援金 (被災者生活再建支援法)  建設・購入で200万円 修理で100万円 民間貸借へ50万円 *中規模半壊は上の半額	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時 (単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額でもらえる	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)  預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	窓口 誰に 弁護士に相談を 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人ローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を!	災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ)  建設・購入・リバース融資半壊以上で抵当権修理の融資一部損壊でもOK	窓口 誰に 住宅金融支援機構 住宅の修理費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済のリバースモーゲージも

被災者支援カード (無料ダウンロード可)

<http://naganokai.com/s-card/>



・ 社会福祉協議会の借入

社会福祉協議会には、当面の生活費を貸し出す**緊急小口資金**（10万円以内）や**災害援護資金**（150万円以内）、**住宅補修費の貸付**（250万円以内）のほか、**教育資金**を含めた様々な生活福祉資金の貸付制度があります。お金に困ったときにはまず相談してみましょう。実際の貸付だけでなく様々なアドバイスをもらうことができます。

・ 国の災害援護資金貸付

国にも、**災害弔慰金法**という法律に基づく貸付制度があります。災害による怪我や住宅の損壊の程度に応じて最大350万円の借入が可能です。**窓口は熱海市**です。

・住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の貸付制度

被災後の住宅の修理、建替、購入で借入を考える場合には、**住宅金融支援機構**に相談してみましょう。今回の災害でも熱海市と連携して現地に相談窓口が設けられました。通常の住宅ローンのイメージに近い**災害復興住宅融資**のほか、借りる人の年齢が60歳以上の場合に使えるリバースモーゲージ型融資（災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例）があります。

・シニア世代向けのリバースモーゲージ型融資って何？

シニア世代（60歳以上）向けの**リバースモーゲージ型融資**（災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例）とは、借りるときに住宅と土地に抵当権をつけて、借りた人が将来亡くなったときに当該住宅と土地を売却するなどして元金を返済することとして、**生存中は利息だけの返済でよい**という貸付のことです。たとえば金利2.1%の場合、600万円程度の借入ごとに月1万円程度を返済することになるイメージです。借りた人が亡くなったときに住宅や土地を売却した代金が、残った債務の金額に足りないときも、相続人に残った債務を請求されることはありません。過去の被災地でも、このリバースモーゲージ型融資を使って、たくさんのシニア世代の方が現地での新築や中古マンションの購入など、さまざまな形で新しい住まいを手に入れました。

制度についてもっと知りたい方は**住宅金融支援機構**の災害専用ダイヤル（電話**0120-086-353**）に遠慮なくご相談を。

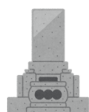
雑損控除のこと

雑損控除というのは、皆さんに馴染みのある制度でいうと、医療費控除に似た制度です。医療費が多くかかった年には確定申告をして控除を受け、払い過ぎた税金を還付してもらう、ということがあるかと思います。それと同様の制度が自然災害で被災された方にも用意されています。それが雑損控除の制度です。内容については下の図もご参照ください。**家の修理費用、家財の損害**などが生じた場合には、ぜひ**お近くの税務署や税理士の先生**などにご相談下さい。制度利用には**確定申告が必要**です。

災害による損害

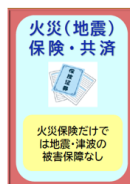


- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)



- ・お墓の修理費用など

から もらえた保険金 をひく



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、その超えた分、所得を控除してもらえる(＝税金が安くなる)

出典「災害時の被災者支援制度と罹災証明の認定等について」

※ 被害を受けた家財の値段(損害額)がわからなくても大丈夫!

■ 国税庁による家庭用財産の推定額のページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/08.htm>

